



第8期家畜防疫互助基金の追加造成を理事会が承認

7月20日に開催した令和5年度第3回理事会において、第8期家畜防疫互助基金支援事業（以下、互助事業）の追加造成について議論され、生産者積立金（追加造成）の単価は当初積立金単価の2倍とし、上限単価には届かない可能性はあるものの、少しでも交付額を増額するため追加造成を実施することが承認されました。

第8期の互助事業につきましては、令和4年度の高病原性鳥インフルエンザの未曾有の大量発生により、基金が大幅に不足している状況になっています。現状のままでは、仮に今シーズン加入生産者全員に発生がなかったとしても、互助金交付上限額を大きく減額せざるを得ないことが見込まれます。

鳥インフルエンザは世界中に蔓延していることから、今シーズンも昨シーズンに続き多発する可能性も想定せざるをえず、支払率が更に低下する恐れがあります。そうした中、今シーズン不幸にも発生してしまった場合に備え、経営再開の資金としての互助金の確保が必要な状況といえます。

こうした状況に対応するため、加入生産者に追加の積立をお願いし、追加造成を行うことが必要となったことから、冒頭の第3回理事会に諮った結果です。

追加造成の実施決定

上記の承認を受けて、農林水産省及び（独）農畜産業振興機構が協議を行い、以下の内容で追加造成を行うこととなりました。

○追加積立金単価：当初の2倍

例 採卵鶏成鶏（企業型）：追加20円／羽 ← 当初10円／羽

○納付期限：令和5年10月31日（火）

加入生産者の皆様におかれましては、相互扶助という互助の理念をご理解賜り、是非、ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ】業務第1部 Tel：03-3297-5515

日鶏協回覧板 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会
〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内(5階)
TEL：03-3297-5515 FAX：03-3297-5519 発行日：2023年8月23日
編集・発行責任者：浅木 仁志(info@jpa.or.jp)